

○南伊勢町総合評価方式実施要領

令和2年6月15日

告示第91号

(目的)

第1条 この要領は、南伊勢町が発注する建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）において、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条に鑑み、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）及び南伊勢町会計規則（以下「会計規則」という。）第59条第3項及び第72条第3項に規定する総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札に係る必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価方式 建設工事の質を高めることを目的に、価格と価格以外の要素（技術的要素等）を総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。
- (2) 施工体制確認型総合評価方式 建設工事において、入札価格が南伊勢町低入札価格調査実施要綱第3条第2項により算定した額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合（以下「低入札」という。）、その入札参加者から入札時に施工体制審査意向確認書が提出されたときは、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性及び見積書等との関連性に関する体制がすべて構築されることを確認するために行う審査（以下「施工体制確認審査」という。）を行う方法を用いた総合評価方式をいう。  
審査に当たっては、別に定める南伊勢町施工体制確認審査マニュアルに基づき行うものとする。

(総合評価方式の対象及び入札方式の指定)

- 第3条 総合評価方式の対象は、設計金額が50,000,000円以上の土木工事及び設計金額が100,000,000円以上の建築工事（付随する附帯工事含む）で南伊勢町指名審査会（以下「指名審査会」という。）において、適当であると認める案件とする。
- 2 工事を所管する課長は、前項に定める規模の工事を発注しようとするときは、指名審査会の審査を経て入札方式の指定を受けなければならない。
  - 3 南伊勢町における総合評価方式は、原則として施工体制確認型総合評価方式とする。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価方式を行う場合には、地方自治法施行令第167条の10の2第3項（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準を定めなければならない。

2 落札者決定基準には、総合評価の仕組み、入札の評価に関する基準、評価の方法及び落札者決定の方法、その他入札に関し必要な事項を定めることとし、詳細は別に定める南伊勢町総合評価方式の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める。

3 落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、学識経験者に意見を聴かなければならない。

（技術審査会）

第5条 指名審査会の長は、総合評価に係る基準の設定、提出された技術資料の審査及び評価、評価値の算出、学識経験者への意見聴取、施工体制確認審査等を行うため、総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

2 技術審査会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（入札公告及び指名通知）

第6条 指名審査会の長は、総合評価方式による一般競争入札を行おうとするときは、会計規則第59条第3項に規定する次の事項について通知しなければならない。

(1) 総合評価一般競争入札の方法による旨

(2) 当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

2 指名審査会の長は、総合評価方式による指名競争入札を行おうとするときは、会計規則第72条第3項に規定する次の事項について通知しなければならない。

(1) 総合評価指名競争入札の方法による旨

(2) 当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準

3 前2項に掲げる事項の詳細は、ガイドラインに定める。

（落札者の決定）

第7条 落札者の決定については、落札者決定基準により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。